

より雇用された従業員をいう。加えて、永久的または定年まで雇用期間を定めない雇用形態を指すことが多い。

非正規労働者

いわゆる正社員でない形態で働く者をいい、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣労働者などの総称である。

期間が定められた従業員について、1週間単位でみると、毎日雇用するフルタイム雇用や週3日程度のパートタイム雇用がある。また、1日単位では、始業終業が正規社員と同じ従業員と短時間の従業員とがあるが、いずれも「非正規労働者」である。

確定拠出年金

企業の年金掛金が確定しており、給付は掛金に従業員が自ら運用して得られた収益を加えたものにより支払われる年金制度で、企業型と個人型がある。

確定拠出年金では掛金が個人ごとに決定され、60歳まで企業により掛金がかかけられ、従業員自らが資産の運用を行い、その結果により給付額が決定される。近年、従業員がさらに掛金を加算することも可能になった。転職時には転職先の企業型年金または国民年金基金連合会の個人型年金に年金資産を移籍できる。

(註 p.58)

2 参考図書、資料

書籍名	著者・出版元	発行日
人事・労務用語辞典第7版	日本経団連出版	平成23年5月発行
ポケット労働法2019	東京都産業労働局雇用就業部	令和元年6月発行
これだけはおさえておきたい労働法のポイント	東京都労働相談情報センター	平成31年4月発行
働く人のための労働保険・社会保険	東京都産業労働局雇用就業部	平成31年3月発行
使用者のための労働法	東京都労働相談情報センター	令和2年3月発行
これだけは知っておきたい!働くときの知識(高校生版)	東京都産業労働局雇用就業部	令和2年6月発行
働く女性と労働法	東京都産業労働局雇用就業部	令和2年6月発行
就業規則点検・整備の手引き(平成27年版)	東京都産業労働局雇用就業部	平成27年10月発行
就業規則作成の手引き	東京都産業労働局雇用就業部	令和2年3月発行